

佐世保工業高等専門学校学習支援室規程

(平成30年3月12日制定)

(設置)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、学習支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 支援室は、科目担当教員・学級担任・学生相談室等と連携しながら、本校学生の成績不振の立て直し及び学力向上を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の成績不振の立て直し及び学力向上に関する助言及び指導
- 二 提出物を苦手とする学生に対する助言及び指導
- 三 学習支援活動に関する効率的な実施方法の検討及び調査研究
- 四 その他学習支援に関する必要な業務

(組織)

第4条 支援室に、次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 室長
- 二 学習支援室員（以下「室員」という。）

(室長)

第5条 室長は、本校の教授又は准教授の中から校長が選任する。

- 2 室長は、支援室の業務を総括する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室員)

第6条 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 1年担任若しくは1年授業担当者、及び2年担任若しくは2年授業担当者 若干人
 - 二 教育支援員
 - 三 その他室長が必要と認めた者
- 2 室員は、第3条に掲げる業務を処理する。
 - 3 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 4 室員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 室長は、必要に応じて室員の中から副室長（若干人）を選任することができる。

(スチューデントアシスタント及びティーチングアシスタント)

第7条 支援室に、学生等への学習支援活動の補助業務を行うため、スチューデントアシスタント及びティーチングアシスタントを置くことができる。

- 2 スチューデントアシスタントは、本科5年生の中から、室長の推薦に基づき校長が任命する。
- 3 ティーチングアシスタントは、専攻科生の中から、室長の推薦に基づき校長が任命する。

4 スチューデントアシスタント及びティーチングアシスタントの任期は1年とし、再任を妨げない。

5 スチューデントアシスタント及びティーチングアシスタントに関し必要な事項は別に定める。

(委員会の設置)

第8条 支援室の運営に関する事項を審議するため、本校に学習支援室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 室長

二 室員

三 学生課長

四 各専門学科長若しくはその代理の者

五 その他室長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、副室長若しくは委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

4 委員長は必要に応じて委員会を招集し、議長となる。

(報告)

第10条 委員長は、委員会が必要と認めた委員会の議事内容等について、教務委員会に報告するものとする。

(事務)

第11条 支援室及び委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。